本人確認ガイドラインの改定について

- 各府省が行政手続をデジタル化する際に従うべき**本人確認に関する基準、手法例、リスク評価の手順等**をとりまとめた標準ガイドライン※として2019年に発効。
- 技術革新や国内外の関連制度の状況、**フィッシング攻撃や身分証偽造等による被害増加**等を受けて2025年10月に改定（予定）。
- 本人確認の基本的枠組みを定めるほか、攻撃手法の高度化を踏まえた**各種保証レベルやリスク評価プロセス等を大きく見直し**。
- 今後、各保証レベルを満たすために使うことが想定される主要な手段を示す解説編を策定し2025年度中に公表予定。

本人確認ガイドラインの主な変更内容

基本的な考え方や枠組みの定義

基本的な考え方

- リスクに応じたレベルの本人確認手法の選択が必要。
  単に保証レベルの高い手法を選べばよいわけではない
- 本人確認手法によって**事業目的の達成や公平性の確保**を阻害したり、**プライバシー**を毀損したりしてはならない　等

基本的な枠組み

身元確認	当人認証	フェデレーション
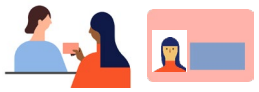		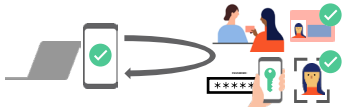
主に窓口手続時やオンラインサービス利用開始時に、申請者を**一意に識別**するとともに、**実在性を確認**すること。	主にオンラインサービス利用時に、申請者の**当人性を確認**すること。	身元確認や当人認証を、**他者（信頼できるIDプロバイダ）に依拠して実現**すること。

保証レベルやリスク評価プロセスの見直し

身元確認や当人認証の保証レベル

	（例）身元確認保証レベルの位置づけ（概要）	
	本人確認書類の検証手法	申請者の検証手法
レベル3	・ICチップ等による**デジタルな検証**を必須とし偽造や改ざんに対する**厳格な耐性**を確保	・本人確認書類の盗用に対し、**対面での容貌の確認**、非対面での容貌の確認又は暗証番号による検証を必須
レベル2	・本人確認書類の**対面での物理的な検査**等も許容	暗証番号: ＊＊＊＊
レベル1	・**非対面での物理的検査**（カメラ撮影、複写物の郵送等）も許容	・**住所への到達確認**による検証も許容

リスク評価や保証レベル判定のプロセス

観点	評価の基準	影響度
申請者の権利権益	**権利権益を長期間にわたって行使又は享受できなくなる**	**高位**
	本来有する権利利益を一時的に行使又は享受できなくなる	中位
	一時的な不便等	低位
プライバシー	大量の個人情報漏洩など**容易には回復できないプライバシー面の影響**	**高位**
犯罪や攻撃	**犯罪や他の行政サービス・民間サービスへの攻撃に悪用**	**高位**

※本ガイドラインはデジタル社会推進標準ガイドライン群の１つとして整備。同ガイドライン群において標準ガイドライン（Normative）とは「政府情報システムの整備及び管理に関するルールとして順守する内容を定めたドキュメント」とされている。